

松平定信による遺跡の保存顕彰

—白河関跡を中心として—

内野 豊大（白河市文化財課／
白河市歴史民俗資料館 副館長）

1. はじめに

福島県白河市は県の南端に位置し、栃木県那須町と接する県境の都市である。かつては「陸奥国と下野国の国境の地」であり、大和朝廷と蝦夷、源頼朝と奥州藤原氏、関ヶ原の戦いに至る徳川家康と上杉景勝、戊辰戦争の際の奥羽諸藩と新政府軍など、時代が変わっても事が起これば一気に緊張を孕む境の地に位置している（図1）。

また、白河といえば「白河の関」¹⁾を想起される方は多いのではなかろうか。令和4年（2022）夏の「全国高等学校野球選手権大会」では宮城県代表の仙台育英学園高等学校が東北地方のチームとして初優勝し、優勝旗が初めて「白河の関を越えた」とたびたびマスコミにも取り上げられ、翌令和5年も

同校が決勝まで進み、2年連続の「白河の関越え」の期待も含め、注目されたことは記憶に新しい²⁾。

この「白河の関」は、江戸時代の関所ではなく、奈良・平安時代に人・物資の往来を取り締まる検問所として機能していたと考えられている³⁾。その後、律令制の衰退とともに廃れていたが、それと前後するように「歌枕（和歌の名所）」として「境」「辺」などが人の心情、愛情と重ねられて歌の題材で好まれるようになり、関の機能をはるかに凌駕した感覚を植え付け続け、現在の私たちの中にある関東と東北の境界へと連なっていく⁴⁾、と指摘されている。

そのような感覚を抱いていた一人として、江戸時代の俳人、松尾芭蕉があげられる。「おくのほそ道」の冒頭で芭蕉は「白河の関越えんと、そぞろ神のものにつきて心を狂はせ」⁵⁾るほど、白河の関を越



図1 関連地図（国土地理院地図に関係地名を加筆）



図2 白河関跡と旗宿集落（上が北）

えてのみちのくを旅することを望んでいた。

しかし、芭蕉が旅した当時は白河の関の場所は不明となっており、伝承のある旗宿（現白河市旗宿）に一泊したが、判然としないまま次の地に向かっている。それでも「白河の関につきて旅心定まりぬ」⁶⁾と強く願った白河の関通過の感慨を記している。

場所が不明となっていた白河の関であったが、江戸時代後期の白河藩主、松平定信が場所を現在の地と断定し、石碑を建てた。その後、昭和12年（1937）に国史跡の仮指定を受け、戦後の昭和34年（1959）から同38年にかけて5回にわたり発掘調査が行われた（図2）。結果、遺跡全体としては縄文時代から中世まで複数の時代の遺跡・遺物が確認されたが、白河関が機能していた時代と推定される奈良時代・平安時代では、7世紀～10世紀頃に位置づけされる灰釉陶器片や墨書き土器（「門」「圍」等）の存在、柵木の存在が確認され、遺構・遺物や地理的特徴・文献資料等を総合し、関跡の条件にかなう点が多いことから、昭和41年（1966）に国の史跡に指定された⁷⁾。

本稿では、江戸時代後期の白河藩主、松平定信による白河関跡の顕彰を中心に、領内のその他の旧跡に関しても触れていくこととする。

2. 松平定信と古物

白河藩主を務めた松平定信（宝暦8年〈1758〉～文政12年〈1829〉）は、江戸幕府8代将軍吉宗の孫として田安徳川家に誕生し、当時白河藩主を務めていた久松松平家（徳川家康の異父弟の流れ）の養子となって家を継いだ⁸⁾。

天明の飢饉の際の藩での的確な対応が評判となり、天明7年（1787）6月、御三家などの推薦も受け老中に任じられた。その後、いわゆる「寛政の改革」を行い、幕府の立て直しに尽力するが、寛政5年（1793）7月に辞職し、以後は文化9年（1812）の隠居まで藩政に専念した⁹⁾。

定信は、ともすると老中・藩主など、政治家としての面のみを取り上げられることが多いが、文化人

として様々な足跡もたどることができる。例えば、全85冊からなる古文化財図録「集古十種」である。好古の趣味もあった定信は、古物が失われることを恐れ、情報収集をし、画によって正確な情報を伝えることを目指したのである¹⁰⁾。

同様に、情報を集約する、という点で藩領内で行われた事業に地誌の「白河風土記」編さんの事業がある。文化2年（1805）に完成した同書は14巻で、各村々の由来や旧跡などを記したものである¹¹⁾。

この中に、古墳などの記載がある村がみられるため、次項でこれについて紹介していく。

3. 「白河風土記」編さんと旧跡

江戸時代は、各地で地誌が編纂された。その目的は時代ごとに変化するが、大名の領国把握や日本地理への新たな認識による地誌への関心の高まり、そして江戸時代後期の幕府による地理調査にかかる、全国の地誌収集および編纂事業の着手である。享和3年（1803）、幕府は地誌編纂を諸藩に内命したが、それに関連して編纂された地誌の一つが白河藩による「白河風土記」であった¹²⁾。

記載内容は、幕府が統一した方針を示しているが、藩から領内に出された記載事項の通知には、その村がいつ頃成立したかや領主変遷、隣村、白河城下、江戸、京都への距離、寺社の由来、温泉、土地の産物、関所などを記載するよう指示があり、その他、「名所・山川森林之名」、「古城跡・館跡之類」「古碑之類・古歌之類」「其外書面ニ洩候事ニ而も委敷キ程宜候」とあり、古跡や古歌の記載、記載要領にないものも詳しいほど良い、という指示が出されている¹³⁾。

この中の船田村（現白河市舟田）の項に、古墳の記載と遺物（太刀）が出土したことが記載されている。

〔史料1〕¹⁴⁾ ※判読の便を考えて適宜読点を補った。

白川郡笛原莊隈戸郷

船田村

当城ヨリ東ノ方一里十六丁ニアリ（中略）戸数

七十二軒両側ニ並ブ、村北ハ山ニテ東南ハ皆田所ナリ（中略）

下総塚

村ヨリ東六丁三十七間ニ在リ、東西二十間、南北五間許、両端ハ高フシテ二間ハカリモ有ルヘシ、中段ヤヤ卑シ、其卑キ処ノ下ニ当リ濶サ六尺四方、奥行二間三尺ノ穴アリ、大石ニテ内ヲ甃ミ其上へ土ヲ覆ヒタルアリサマ、恐ラクハ古墳ノ発掘ニアヒタルナルヘシ、又其側ニ高サ五尺許ノ古墓碑アリ、苔ムシタル下ニ文字ト覺シク凹凸ヲナセシモノアレトモ読ヘクモ非ス、唯額ニ梵文ヲ題セシノミ存ス、其下総塚ト名ケタルハ何ノ謂ニヤ、傍ノ田所ニ厩ノ内ナト云フ処モアリ、土人ハ一二ハ下岡塚蝦夷穴ナト唱フレトモ他ノ蝦夷穴トハ大ニ類セス（後略）

これによれば、船田村に「下総塚」と呼ばれる塚があり、東西20間（約36.3メートル）、南北5間（約9.1メートル）ほど、両端は高く、高さ2間（約3.6メートル）程、中段はやや低く、低いところの下に広さが6尺（約1.8メートル）四方、奥行き2間3尺（約4.5メートル）の穴があり、大石で中を敷きつめ、その上に土をかぶせている状況であるとする。このことから、古墳が発掘に遭ったものと推測している。また古墓碑もあり、苔むした下に文字らしき凹凸があるが読めず、ただ額に梵字があるのが分かるという。また、「下総塚」という名称の由来は不明だが、付近の田に「厩ノ内」という場所もあり、地元では「下岡塚蝦夷穴」などと称しているが蝦夷穴とは大きく異なる、とある。

この古墳（現在は「下総塚古墳」と呼称、図3）は、同書の記述により、戦前から注目されてきたが、平成期に大規模に調査を行った結果、71.8メートルの墳長を持つ、基壇を有する前方後円墳で、周溝を含めると総長82.2メートルの規模となり、6世紀後半に位置づけられた。基壇を有する古墳は東北地方では確認されておらず、北関東地方との関連性が指摘される。古墳の規模などから、東北地方において確



図3 下総塚古墳

認されている後期古墳の中では最大規模を誇り、被葬者は文献にみられる「白河国造」の可能性が考えられている¹⁵⁾。

なお、「白川風土記」にある東西の規模20間は、墳丘二段目の計測値と推察されるという¹⁶⁾。

下総塚の記述に連続し、船田村で遺物が発掘されたことも記されている。

〔史料2〕¹⁷⁾

古穴

村ノ北四丁ハカリニ在リ、東向ニテ深サハ僅ニ一間許アリ、恋田ト云フ山ノ半腹ニアリ、寛政年中ニモ村民此穴ヨリ刀劍・鏑・勾玉ノ類ヲ堀得シトナリ

ここでは船田村の北四丁（約1.1キロメートル）にある山の中腹から、寛政年中（1789～1801）に村人が刀剣や鏑・勾玉などを掘り出したという。このときの遺物と思われる一部は、「集古十種」にも掲載されている（図4）。

定信自身も、自身の隨筆「退閑雑記」において次のように言及している。

〔史料3〕¹⁸⁾

我封領中、みちのく船田の里にて、古剣又はまがたまくつはなんどほり出したり。みないとふるきものなり。そのうちに太刀は殊にやうかわりて、つかもさやもみなこがねもてつ、み、つ

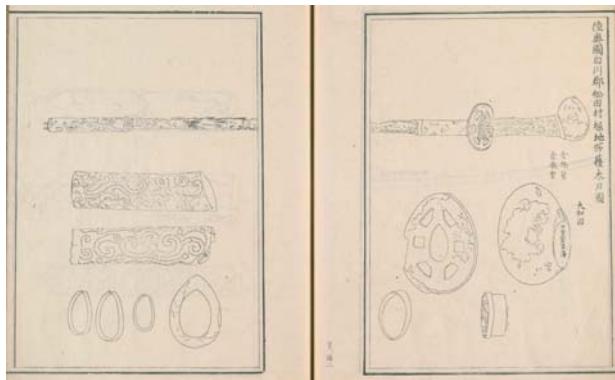


図4 「集古十種」五（国立国会図書館蔵）より



図5 借宿廃寺跡の礎石写真
(昭和9年、白河市歴史民俗資料館蔵)

かのとまりに丸きものつきたり。かのかぶつちのつるぎより太刀になりたる頃の品にて、おほよそならの都などの物にもありなんと、事しれる人はいふなり。

と、太刀の様子を詳しく記し、他の知識人からの情報も記している。また、このほかにも「白河風土記」において、古代白河郡の寺院である「借宿廃寺」の遺構について、借宿村に古瓦が堆積している地があり、そのそばに大石の柱礎と思しきものが10ほどあると記載している¹⁹⁾（図5）。このように、定信とその周辺では、自らの領内の古物について調査し、記録に残す作業を行っていることがうかがえる。

4. 松平定信による白河関跡の保存顕彰

ここからは、白河関跡をめぐる松平定信の活動について確認していく。

定信は、「退閑雑記」において、関跡の場所について繰り返し記している。

〔史料4〕（卷之七）

白川の関は、いづ地にありしやしらず。今の奥野の境に、玉津島の明神の社あるを、古関のあと、いふのはひが事なり。この道は、豊臣家のひらきしみちとぞ聞ゆる。関山てふ山のふもと、旗宿村の道こそ関のあとなりけめ。（中略）関物語といふものありたればうつし置ぬ。そのなかに白川の関といふは、高山嶮しく、万仞の石壁苔なめらかにして、下碧潭の深きに臨む。山の嶺に観音を安置す。山は巖上枝そびへ、走獸も跡をたち、飛鳥上を翔りがたし。岩は九々折にして、麓は細道なり。鳶楓生茂り、行歩もたやすくしがたしとあり。いまも関山の山上観音あり。古き下馬の碑などもあり。（中略）されば此山をかたどりて、麓に関をすべたるなれば、旗宿むらの道こそ古関のあたり成べけれとぞ思ふ。此頃一遍上人の絵縁起に、白川の関書たる図あり。山の半ばにつくりて、ふもとに道をひらきたるにや。関守下をのぞむけしきこそありけれ。（後略）

〔史料5〕（後編卷之二）

白坂へいたる。例のごとく境明神へまうでぬ。こゝを関の明神などいひて、白川の関の旧跡といふ。あやまりなり。此みちはるか後にひらけしなり。もとは旗宿の道に小川あり。いまも白川といふ。此川のあたりに玉つしま明神と住吉明神をまつりたる、こゝが古関のあとなり。其関のほとりにある山ゆへに関山てふ名もあるなり。

〔史料6〕（後編卷之四）

白川の関は旗宿てふ村にあり。小高き山にてすそを名だゝる白川のながるゝ、明神いとかすかなる社にて今ものこれり。こゝへ行て見んと立

出る。いとゞ秋風身にしみたりける。

白川の関ぢのあとを尋ねれば今もむかし
の秋風ぞふく

定信は白河の関は旗宿に所在したと述べる。その理由として、

- ・当時（筆者注：江戸時代）の国境の街道は、豊臣秀吉が開いた新しいものである。
- ・古書の記述から、険しい山に観音が祀られ、道は細いことから、その地形に合致するのは関山と旗宿の道と考える。
- ・関山も、関のほとりにあるので「関山」という。
- ・「一遍上人の絵縁起」でも、白河の関は山の中腹に作り、ふもとに道がある。
- ・旗宿の小川は「白川」と称されている。
- ・白川のあたりに玉津島明神と住吉明神を祀っている²⁰⁾

ということを主張している。

白河関は平安時代以降廃絶し、場所が不明となつたうえ、特に江戸時代は、官道である奥州道中が白河関跡を通る道ではないルート（約4.5キロ西側）に走っており、奥州道中における下野・陸奥国境の「境の明神」が白河の関であるという説などが広まっていた²¹⁾。

定信の時代においても衰退時期から700～800年が経過しており、それ以降は「歌枕」として実体がない状態で名が広まったため、様々に所在地について語られていたが、定信は「あやまり」がそのまま伝わっていくことを懸念し、くり返し自らの考えを述べたと考えられる。

このような定信の主張に加え、白河藩で編纂した地誌「白河風土記」でも旗宿に「白川関址」があると記している。

〔史料7〕²²⁾

白川関址 上ノ関
下ノ関

上ノ関蹟ハ村ノ南住吉明神一ノ鳥居ヨリ南ノ方ニシテ白川ノ流レヲ帶タリ、此鳥居ノ前通りハ

古街道ナリシト云伝フ、寛政十二年八月碑ヲ建テ旧址ヲ標ス、下ノ関蹟ハ村ヨリ東ノ方井戸沢ト云所ナリ、上ノ関ト相距ルコト八丁十二間

ここでは、「上ノ関」「下ノ関」二つの址を記すが、「上の関址」は住吉明神の南、白川が流れるところで、下ノ関は村の東にあり、上の関と八丁十二間（約890メートル）離れているとする。ここに定信のいう、玉津島明神があったと考えられる²³⁾。

そして、「碑ヲ建テ旧址ヲ標」したとあるが、これが現在も建つ「古関蹟碑」である。表裏両面とも定信の文字をもとにした碑であるが、定信書の原本も存在している（図6）。

これには、定信は現在の場所を白河関跡であると断定した理由も記されている。

〔史料8〕

（表面）

古関蹟

（裏面）※改行を「/」で示した。

白河関蹟埋没、不知其處所有久矣旗宿村／西有叢祠、地隆然而高所謂白河達其下而／流焉考

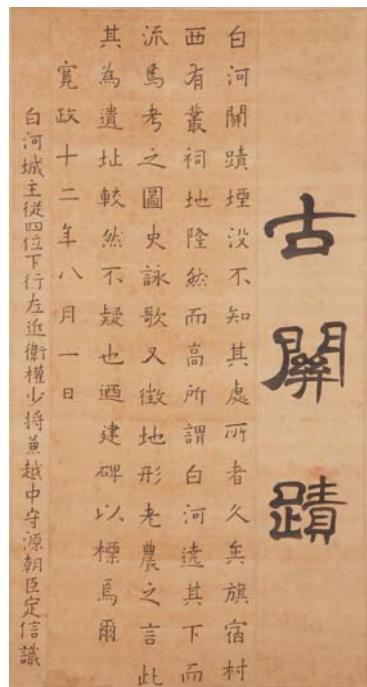


図6 現地に建つ石碑と定信筆の原本（南湖神社蔵）



図7 「白河古関蹟真景図」星野文良画（広島県立歴史博物館蔵）右下の森が関跡で、古関蹟碑も見える。

之図史詠歌、又徵地形老農之言、此／其為遺趾、
較然不疑也、迺建碑、以標焉爾／
（1800）寛政十二年八月一日 白河城主従四位下行左
近衛権少将兼越中守源朝臣定信識

(裏面読み下し²⁴⁾)

白河関蹟は埋没し、其の有る所の處を知らずして久し、旗宿村の西に叢祠有り、地隆然として高し、所謂白河、其の下を遶りて流れる、之を図・史・詠歌に考え、又た地形・老農之言を徵せば、此れ其の遺趾たること、較然として疑いなき也、迺ち碑を建て、以て標とするのみ。

(年号署名略)

つまり、関跡は場所が不明となっていたが、旗宿村の西²⁵⁾に祠があり、高く盛り上がり、その下を白河が流れ、図や史料、歌、地形や老農の伝えから判断すると、白河関跡と疑いがない。そのため碑を

建てる、という。

そして、碑を建てた後には絵画を描かせた(図7)。すなわち、定信は自らの領地に所在した白河の関を調査し、顕彰することで巷間のあやまりを自ら修正し、正しく伝えることを目指したと考えられるのである。

5. おわりに

関跡に碑を建て、場所の断定を示した定信であったが、実際に現地に建つ碑を見たのは後年、隠居後のことであった。当時の定信は江戸築地に設けた隠棲の地「浴恩園」で余生を過ごしていたが、文化13年（1816）、願い出ていた温泉行きと、陸奥一宮である塩竈明神（仙台藩領）への参詣を許され、9月半ばに白河に向かった。数日の白河滞在のち出発した定信は塩竈明神を参詣し、松島も観覧して10月5日に白河に帰着、この滞在中の9日に白河関跡に向かったのである。定信は日記に、次のように記して

いる。

〔史料9〕²⁶⁾

かの、しら川の関のあとみんとて行、むかしも行しかと、わか碑たて、よりhaiまたミされハ行ぬ、かふろ山も皆うちしけりて、松杉のねふく斗になりたるを、ほゝゑミミつ、行、

過去も白河関跡を訪れていたが、石碑が建つ様子を見に向かったのであった。また、道々にあったはげ山も今では木々が茂り、花が少し咲いている様子²⁷⁾も目にしたのであろう。

結果的に、この旅が定信にとって最後の白河訪問となつたが、滞在中の外出の一つに関跡を選び、自ら筆を執って建てた石碑を確認したことに、定信の思い入れがうかがえよう。

こうした定信の顕彰によって、近代以降には白河関跡は名所を紹介する観光絵はがき等にも取り上げられて名所化していき、現在の高校野球等での「東北地方に入ること」のたとえに至るまで、東北の入口を象徴する場所・言葉となっている。しかし、後述するように実体がなければ、これほど「白河=関」の連想を生まなかつたのではないだろうか。

定信は、特に白河では名君と讃えられているが、これは定信が残した「遺産」と言えるものが現在に至るまで大きく影響を及ぼしていることに関係すると思われる。

例えば、白河の各地域の歴史を知るには「白河風土記」をまずひとくのが基本であり、それ以前の記録にこれ以上の情報を載せるものは確認されていない。

小峰城跡に木造で復元された三重櫓・前御門も、定信が作らせた「白河城御櫓絵図」という詳細な図面の存在があつて初めて実現したものである。

小峰城の南にある南湖も、定信が造営したものであるが、ここには現在、定信を祀る南湖神社や土産物店、茶店、カフェなどが軒を並べ、人々が四季折々の景色を楽しみながら、憩いの場、散策の場として

利用しており、定信の南湖造営時の理念「士民共樂（武士も庶民も共に楽しむ）」が今も生きている。

そして白河関跡は定信が旗宿の地に定め、場所という実体が与えられたことで、それまでの形のない「ことば」だけの世界から、体感できる存在になった。このことが今でいう「聖地巡礼」という行為を可能とし、多くの訪問者を迎える、白河関跡のイメージを広めるきっかけになったと考えられる。

定信の顕彰が、現在に至る流れを準備した形になつたことについては、定信が意図していたことなのかを知ることはできないが、ある面では、定信の関跡の断定から222年後、高校野球において「白河関跡」に全国からかつてない注目を集めた令和4年が、定信から始まった関跡顕彰の、現時点における到達点ともいえよう。

今後も、定信が形を与えて残した白河関跡という遺産を、どのように後世に伝えてゆくのがふさわしいかを常に考えていくことが、定信から時代を超えて投げかけられた課題であり、保存管理のため不断の努力を続けていくことが、我々の使命であると考えている。

【註】

- 1) 現在の指定名称では「白河関跡」と「河」を使用するが、当時は「しらかわ」をあらわす際には、「白河」「白川」どちらも使用された。本稿では現在の表記にあわせ、基本的に「白河」で統一するが、史料は記載通り示すこととする。
- 2) 高校野球において「白河（の関）越え」言説がいつから見られるかについては、拙稿（2023「高校野球における「白河越え」「白河の関越え」言説についての一考察」『白河市歴史民俗資料館・小峰城歴史館年報』第3号）にて検証した。
- 3) 鈴木功2011「白河の古代遺跡群」『那須と白河』栃木県立なす風土記の丘資料館 p.84
- 4) 真保昌弘2011「那須と白河－律令国家における境界（関）の創出－」『那須と白河』栃木県立なす風土記の丘資料館 p.87
- 5) 顆原退蔵・尾形彷訳注2003『新版 おくのほそ道』角川書店 pp.11-12
- 6) 同上、p.21
- 7) 福島県教育委員会1989『福島県の文化財－国指定文化財要録－』pp.228-229、金子誠三・山田茂監修

- 2000『図説 白河の歴史』郷土出版社、pp.46-47、白河市2001『白河市史』第4巻 p.311、pp.317-318、pp.1215-1289、白河市教育委員会2011『白河市の文化財』pp.4-5
- 8) 高澤憲治2012『松平定信』吉川弘文館
- 9) 同上。
- 10) 小林めぐみ2000『『集古十種』の編纂－その目的と情報収集』『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査 集古十種』福島県立博物館 pp.100-111
- 11) 白河市1992『白河市史』第10巻 pp.446-447
- 12) 白井哲哉2004『日本近世地誌編纂史研究』思文閣出版 pp.337-338、pp.156-163
- 13) 寺泊町1990『寺泊町史』資料編2近世、pp.52「三七 文化元年七月 白河風土記綴り方につき達書き」
- 14) 「白川風土記」卷之八、国立公文書館蔵。なお、同館所蔵の「白川風土記」は、蔵書印「桑名」「樂亭文庫」が捺されることから、定信蔵書でのち藩校立教館に移管されたものと推測される（朝倉治彦1989「桑名藩校立教館旧蔵書の調べ（藩校文書研究の内）」『四日市大学論集』第2巻第1号）。
- 15) 鈴木功2006『白河郡衙遺跡群－古代東国行政の一大中心地』同成社 pp.98-110
- 16) 同上、p.92
- 17) 註14と同。
- 18) 「退閑雑記」卷之四、1980『続日本隨筆大成』6、吉川弘文館 p.71。「退閑雑記」は、松平定信が寛政6年（1794）から同9年に記したものに、直後から書き継いで同12年に至る隨筆である（同書解題による）。
なお、このあと史料4・5・6も「退閑雑記」からの引用であるので、本文中において記載の巻数を「[史料4]（卷之七）」などと示す。
- 19) 註14と同。
- 20) 村境や国境の出入口に邪惡なもの侵入を拒む神をまつることは、古来の習俗にあり、古い境界神には、境を挟んで男女の二神が対向あるいは並列する型があった（金子誠三1986『歴史の風景 白河こんじゃく』歴史春秋社 pp.109-111）。定信はこのことを踏まえて述べていると考えられる。また、二つの神が並んで祀られていることから「二所の関」とも称された。
- 21) 同上、pp.112-113
- 22) 「白川風土記」卷之三 国立公文書館蔵。
- 23) 住吉明神と玉津島明神は明治初年に住吉明神の側に合祀され、同二年神号を白河神社に復したという（西白河郡1915『西白河郡誌』pp.230-231）。これを踏まえると、現在の白河神社の場所が、かつての住吉神社の場所であったことになる。
- 24) この読み下しは、当館の小野英二専門学芸員の教示

を得た。

- 25) 「白河風土記」では旗宿の南とあり、古くから「西」という記述は誤りかどうかについて指摘されている（金子誠三1988『白河の関 歴史と文学』昭和堂出版部 p.138）。
- 26) 岡嶠偉久子・山根陸宏校訂2023『花月日記』四 八木書店 p.114
- 27) 「ほゝゑミ」（ほほえみ）を「花が少しひらく」（1976『日本国語大辞典』第18巻、小学館 p.206）の意と解した。

【図版出典】

図6 (左) 古閑蹟碑原本 南湖神社蔵

図7 重要文化財菅茶山関係資料『書画貼交屏風』「白河古閑蹟真景図」星野文良画、広島県立歴史博物館蔵・画像 提供